

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (家計急変世帯) のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）に10万円を給付します。

※住民税非課税相当とは世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×1.2倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

※住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は受給できません。

※住民税非課税世帯には別途市から確認書を送付していますので、届いた書類をご確認ください。

給付金を受け取るには、申請が必要です。

■ **申請期限** 令和4年9月30日（金） ※当日消印有効

■ **申請書類**

- ① 申請書（様式第3号）
- ② 本人確認書類の写し（運転免許証、保険証等）
- ③ 世帯の状況を確認できる書類の写し（住民票等の写し）
- ④ 戸籍の附票の写し（令和4年1月1日以降複数回転居した方）
- ⑤ 通帳の写し（表紙裏の見開きページ）
- ⑥ 簡易な収入（所得）見込額の申立書（別紙様式第4号）
- ⑦ 「令和4年中の収入の見込額（源泉徴収票、確定申告書等）」
または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し

■ **問い合わせ・提出先**（感染拡大防止の観点から郵送により申請してください）

〒675-1380 小野市中島町531

小野市 市民福祉部社会福祉課臨時特別給付金担当（☎63-1000代）

❗ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

❗ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

